

福岡県公報

令和7年8月8日
第 619 号

目次

公 告

- 建設業の営業の一部停止 (建築指導課) 1
- 建設業の営業の一部停止 (建築指導課) 1
- 土地区画整理事業の事業計画の変更の認可 (都市計画課) 2

公安委員会

- 意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (警察本部運転免許管理課) 2
- 意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (警察本部運転免許管理課) 3

公 告

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

令和7年8月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 処分をした年月日
令和7年7月28日
- 2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
----	------------	--------	------

株式会社ケンタツ	田川市大字伊田2738番地の2	西本 良一	令和2年7月29日 福岡県知事許可（特－2・ 般－2、特－5） 第90330号
----------	-----------------	-------	--

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止

(1) 停止を命じる営業の範囲

建設業に係る営業のうち、公共工事に係る営業

（注）「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。

(2) 停止期間

令和7年8月12日から同年8月14日までの3日間

4 処分の原因となった事実

令和5年10月18日、株式会社ケンタツは、福岡県田川市から請け負った公共工事において、同工事に係る監理技術者として同社従業員にこれを統括させていたものであるが、同人は現場の施工及び安全を実質的に管理する義務がありながら、労働者の業務に危険が及ぶおそれがあったにも関わらず、必要な措置を講じなかったことで、同工事に係る一次下請負業者の作業員が死亡したもの。

令和7年4月8日、労働安全衛生法違反及び業務上過失致死罪により、前記ケンタツに対して罰金30万円、前記従業員に対して罰金30万円の略式命令が確定した。

このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当する。

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

令和7年8月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 処分をした年月日
令和7年7月28日

2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
福田建設株式会社	田川市白鳥町5番10-2号	福田 良隆	令和3年10月19日 福岡県知事許可（般-3） 第110019号

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止

(1) 停止を命じる営業の範囲

建設業に係る営業のうち、公共工事に係る営業

(注)「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。

(2) 停止期間

令和7年8月12日から同年8月14日までの3日間

4 処分の原因となった事実

福田建設株式会社は、株式会社ケンタツが福岡県田川市から請け負った公共工事の一次下請負人として掘削工事を施工する事業者、違反行為者は同社の専務取締役及び同工事における現場代理人として施工管理及び安全管理を統括するものであるが、令和5年10月18日、前記違反行為者は、同工事における安全管理のため、掘削工事構内に墜落することがないように留意すべき注意義務があるのにこれを怠り、同墜落防止措置等を講ずることなく、漫然と作業をしたことで、自らの過失により墜落し、掘削構内で作業していた作業員に追突し、その結果、同作業員が死亡したもの。

令和7年4月8日、労働安全衛生法違反及び業務上過失致死罪により、前記福田建設に対して罰金30万円、前記違反行為者に対して罰金50万円の略式命令が確定した。

このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当する。

公告

土地地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定に基づき、土地地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により次のように公告する

。

令和7年8月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 組合の名称

筑後市長浜島廻土地区画整理組合

2 事業施行期間

令和5年12月5日から令和8年12月31日まで

3 施行地区

筑後市大字長浜字島廻、字行町、字井樋ノ口の各一部

4 事務所の所在地

筑後市大字長浜1364番地

5 設立認可の年月日

令和5年11月24日

6 変更認可の年月日

令和7年7月30日

公安委員会

福岡県公安委員会告示第236号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで、道路交通法に基づく処分基準の一部を改正したので、同条例第41条第5項の規定に基づき、次のように告示する。

令和7年8月8日

福岡県公安委員会

1 意見公募手続を実施しなかった理由

当該改正は、道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）及び大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和5年法律第84号）の施行等に伴い、所要の規定の整理をしたものであるが、その内容は、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更であり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号の規定に該当すること

から、意見公募手続を実施しなかったものである。

2 基準の施行の日

令和 7 年 8 月 8 日

3 概要等

関連資料については、福岡県警察ホームページ（<https://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部交通部運転免許管理課免許管理係に備え置く。

福岡県公安委員会告示第237号

福岡県行政手続条例（平成 8 年福岡県条例第 1 号）第 37 条第 4 項第 8 号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで、道路交通法に基づく審査基準の一部を改正したので、同条例第 41 条第 5 項の規定に基づき、次のように告示する。

令和 7 年 8 月 8 日

福岡県公安委員会

1 意見公募手続を実施しなかった理由

当該改正は、道路交通法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 32 号）及び大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 84 号）の施行に伴い、所要の規定の整理をしたものであるが、その内容は、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更であり、福岡県行政手続条例第 37 条第 4 項第 8 号の規定に該当することから、意見公募手続を実施しなかったものである。

2 基準の施行の日

令和 7 年 8 月 8 日

3 概要等

関連資料については、福岡県警察ホームページ（<https://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部交通部運転免許管理課免許管理係に備え置く。